

## 第2節 罪名別による動向

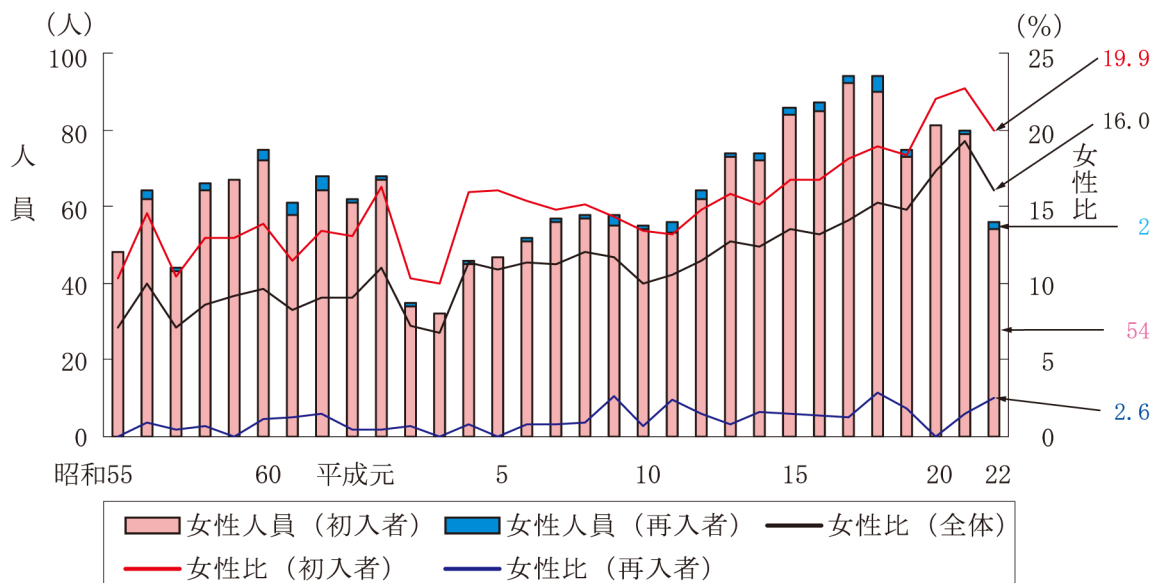
### 1 殺人

#### (1) 総数

昭和55年以降の殺人による女性の入所受刑者の人員及び女性比の推移を見たのが、6-2-1図である。

6-2-1図 殺人 女性入所受刑者の人員・女性比の推移（初入・再入別）

(昭和55年～平成22年)



注1 矯正統計年報による。

注2 「女性比」は、全体、初入者及び再入者の人員それぞれに占める女性の比率である。

殺人による入所受刑者全体の人員は、昭和60年の774人を第1のピークとして、その後減少傾向にあったが、平成4年の405人を底に増加に転じ、17年に665人と第2のピークとなったが、18年以降は再び減少を続け、22年は349人（前年比15.9%減）であった。

女性の人員については、一番多い年（平成17年及び18年）においても94人と二桁台にとどまり、その後は減少傾向にあり、22年は56人と前年に比べて24人（30.0%）減少した。一方、男性については、全体と類似した増減傾向を示している。

女性比は、昭和55年以降、上昇、低下を繰り返しながらおおむね上昇傾向を続け、平成21年は19.3%と2割に迫ったが、22年は人員が大きく減少したこともあり、16.0%と前年から3.2pt低下した（CD-ROM資料19参照）。

## （２）年齢層別

昭和63年以降の殺人による入所受刑者について、年齢層別の人員の推移を見ると、女性では、人員が少ないため明確な傾向は見られないが、同年以降、65歳以上の人員は、おおむね増加傾向にある。一方、男性では、平成17年頃から、20歳未満及び65歳以上を除き、減少傾向となっているが、65歳以上は、昭和63年から平成12年まで上昇傾向を続けた後、13年からは横ばいを継続している。

平成22年における最も人員が多い年齢層は、女性では65歳以上（14人、25.0%）、男性では50～64歳（82人、28.0%）であった。なお、男女ともに、20歳未満を除き、各年齢層間の人員の差は僅かである。

殺人の年齢層別の女性比は、入所受刑者全体と比べておおむね高い。また、平成22年では、65歳以上の女性比が20.9%と他の年齢層と比べ最も高かった（CD-ROM資料24参照）。

## （３）初入者・再入者別

昭和55年以降の殺人による女性の入所受刑者について、初入者・再入者別の人員及び女性比の推移を見たのが、（１）で掲げた **6-2-1** 図である。

殺人による女性の入所受刑者は、ほとんどが初入者である。女性比は、初入者においては入所受刑者全体と比べて高い水準で推移している。平成22年は、初入者が54人（女性比19.9%）、再入者が2人（同2.6%）であった（CD-ROM資料19参照）。

## （４）初入者の保護処分歴

昭和55年以降の殺人による初入の入所受刑者について、男女別に、保護処分歴別人員の推移を見ると、女性では、保護処分歴を有する者はほとんどおらず、平成22年は0人であった。一方、男性では、「少年院送致」及び「保護観察」の保護処分歴を有する者が少数ではあるが見られ、同年は、「少年院送致」が9人（4.1%）、「保護観察」が6人（2.8%）であった（CD-ROM資料20参照）。

## （５）就労状況

昭和55年以降の殺人による入所受刑者について、男女別に、犯行時の就労状況別人員及び有職者率の推移を見ると、有職者率は、男女ともにおおむね低下傾向にあったが、平成16年頃からはおおむね横ばいである。22年の有職者率は、女性が21.4%（有職者12人、無職者44人）、男性が29.4%（有職者86人、無職者207人）であった（CD-ROM資料21参照）。

## （６）刑期

昭和55年以降の殺人による入所受刑者について、男女別に、刑期別人員の推移を見ると、殺人は、もともと短期刑（2年以下の刑期をいう。以下この節において同じ。）の者は少

ないが、男女ともに、短期刑が減少し、長期刑が増加傾向にある。2年を超え10年以下の刑期の者については、女性はほぼ横ばい、男性では減少傾向が見られる。長期刑の人員の増加からも、殺人罪に対する量刑の長期化傾向がうかがわれる。

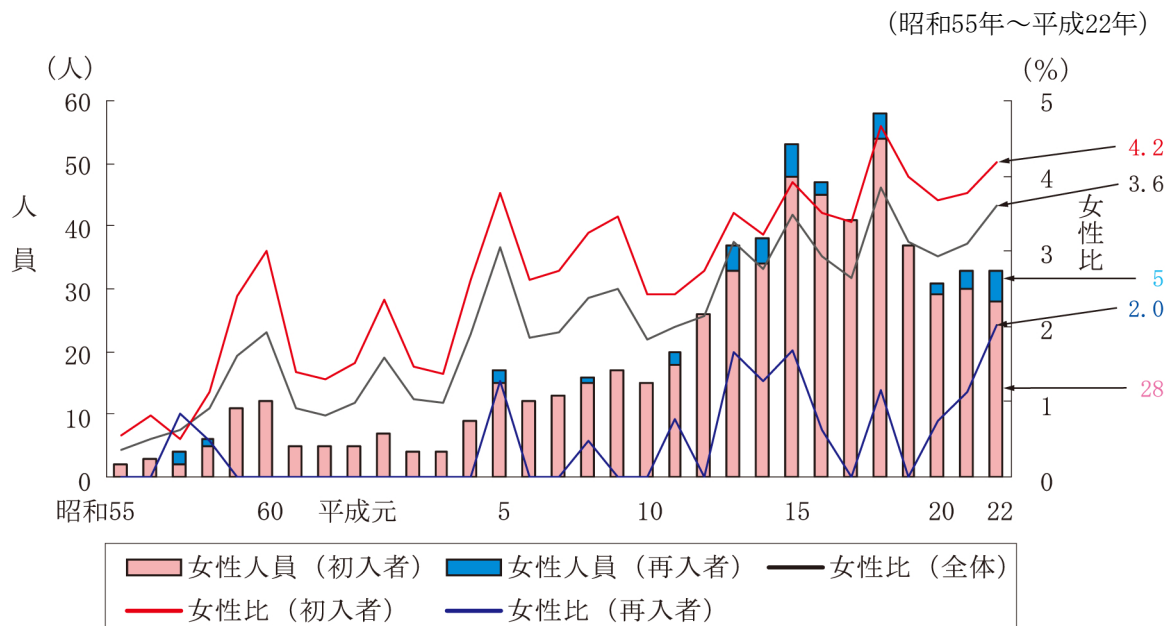
平成22年においては、短期刑は、女性が1人（昭和55年は4人）、男性が5人（同36人）、長期刑は、女性が16人（同1人）、男性が120人（同72人）、無期刑は、女性が2人（同0人）、男性が18人（同20人）であった（CD-ROM資料23参照）。

## 2 強盗

### (1) 総数

昭和55年以降の強盗による女性の入所受刑者の人員及び女性比の推移を見たのが、6-2-2図である。

6-2-2図 強盗 女性入所受刑者の人員・女性比の推移（初入・再入別）



注1 矯正統計年報による。

注2 「女性比」は、全体、初入者及び再入者の人員それぞれに占める女性の比率である。

強盗による入所受刑者全体の人員は、平成10年から急増し、16年には1,607人と昭和55年以降で最多となったが、その後は減少に転じ、平成22年は917人（前年比13.7%減）であった。

女性の人員については、昭和55年以降おおむね一桁台で推移していたが、平成2年及び3年の各4人を底として増加傾向となり、5年以降は二桁台となり、18年には58人とピークを迎えたが、19年からは30人台の横ばいで推移し、22年は33人であった。

女性比は、昭和55年の0.4%（2人）から平成22年の3.6%（33人）へと約9倍（人員は

16.5倍)に上昇しているが、強盗による入所受刑者の96%以上を男性が占めており、女性は僅かである(CD-ROM資料19参照)。

## (2) 年齢層別

昭和63年以降の強盗による入所受刑者について、年齢層別の人員の推移を見ると、女性では、人員は少ないものの、高齢化の傾向がうかがわれる。女性の50～64歳は、同年以降1人又は数人見られる程度であったが、平成12年以降は5人以上(10人台が2回)で推移しており、また、65歳以上は、5年の1人のみであったところ、11年以降ほぼ毎年1人から数人見られるようになった。年齢層別構成比を見ても、女性では、50歳以上の年齢層の上昇傾向がおおむね継続している。一方、男性では、20歳代及び30歳代の若い年齢層の構成比が一貫して高い。

平成22年は、多い順に、女性では、30歳代が9人(27.3%)、40歳代が8人(24.2%)であり、男性では、20歳代が329人(37.2%)、30歳代が203人(23.0%)であった。また、65歳以上の構成比は、女性が15.2%(5人)、男性が3.4%(30人)であり、女性の方が高い。

年齢層別による女性比は、女性の人員が少ないため、各年齢層ともに、おおむね5%に満たない水準である(ただし、平成22年における65歳以上の女性比は、14.3%を記録した。)(CD-ROM資料25参照)。

## (3) 初入者・再入者別

昭和55年以降の強盗による女性の入所受刑者について、初入者・再入者別の人員及び女性比の推移を見たのが、(1)で掲げた6-2-2図である。

強盗による女性の入所受刑者は、ほとんどが初入者であるが、平成13年以降は、再入者が4、5人いる年も散見されるようになり、小さな変化ではあるものの、これまでとは異なる特徴的な傾向といえる。22年は、初入者が28人(女性比4.2%)、再入者が5人(同2.0%)であった(CD-ROM資料19参照)。

## (4) 初入者の保護処分歴

昭和55年以降の強盗による初入の入所受刑者について、男女別に、保護処分歴別人員の推移を見ると、女性では、保護処分歴を有する者はほとんどおらず、平成22年は、「児童自立支援施設等送致」及び「保護観察」がそれぞれ1名いたのみで、このほかは「保護処分歴なし」であった。これに対して、同年の男性では、「少年院送致」が66人(10.3%)、「保護観察」が46人(7.2%)おり、男女間に違いが見られた(CD-ROM資料20参照)。

### （５）就労状況

昭和55年以降の強盗による入所受刑者について、男女別に、犯行時の就労状況別人員及び有職者率の推移を見ると、有職者率は、男性では、同年以降おおむね低下傾向にあったが、11年以降は横ばいであり、女性では、人員が少ないこともあり変動が大きいが、おおむね男性を下回った水準で推移している。平成22年の有職者率は、女性が24.2%（有職者8人，無職者25人），男性が31.1%（同275人，609人）であった（CD-ROM資料21参照）。

### （６）刑期

昭和55年以降の強盗による入所受刑者について、男女別に、刑期別人員の推移を見ると、女性では、平成8年以降、「3年を超え5年以下」の刑期の者が最も多い。同刑期の者は、4年までは毎年5人未満で推移していたが、その後増加傾向となり、14年以降はほぼ毎年20人前後で推移している。男性でも、昭和55年以降、「3年を超え5年以下」の刑期の者が最も多い状態で推移していたが、平成14年以降は、「5年を超え10年以下」とほぼ同数となり、17年以降は、共に減少傾向を続けている。また、男女ともに、近年、長期刑は増加傾向にある一方、短期刑は極めて少ない。

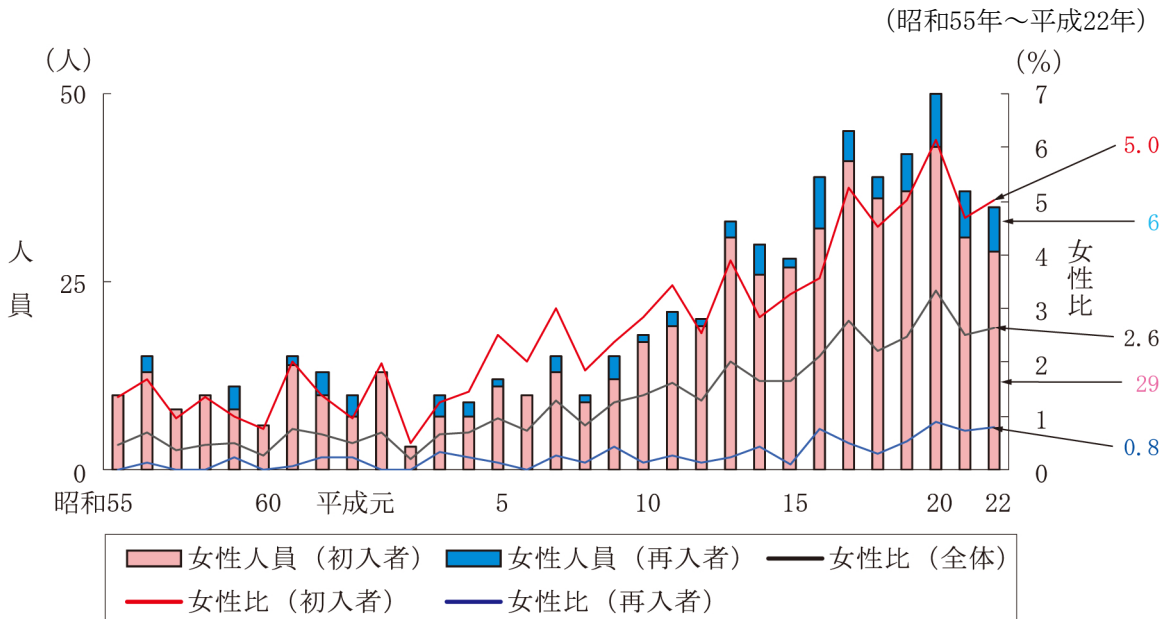
平成22年は、多い順に、女性では、「3年を超え5年以下」（20人，対昭和55年比約20.0倍），「2年を超え3年以下」（5人，同約5.0倍）であり、男性では、「5年を超え10年以下」（331人，同約2.7倍），「3年を超え5年以下」（306人，同約1.1倍）であった。また、平成22年における長期刑は、女性が3人（昭和55年は0人），男性が83人（対昭和55年比約10.4倍），無期刑は、女性が2人（昭和55年は0人），男性が27人（対昭和55年比約1.6倍），死刑は、男性が1人，女性が0人であった（CD-ROM資料23参照）。

### 3 傷害

#### (1) 総数

昭和55年以降の傷害による女性の入所受刑者の人員及び女性比の推移を見たのが、6-2-3図である。

6-2-3図 傷害 女性入所受刑者の人員・女性比の推移（初入・再入別）



注1 矯正統計年報による。

2 「女性比」は、全体、初入者及び再入者の人員それぞれに占める女性の比率である。

傷害による入所受刑者全体の人員は、昭和60年まで2,000人台の横ばいで推移していたが、その後減少傾向となり、平成7年の1,166人を底として上昇傾向に転じたが、16年の1,832人をピークに再び減少傾向となり、22年は1,329人であった。

女性の人員については、男性に比べて圧倒的に少なく、昭和55年から10人前後の横ばいで推移していたが、平成9年以降は増加傾向となり、20年には50人とピークを迎えたが、その後は減少に転じ、22年は35人（前年比5.4%減）であった。

女性比は、おおむね上昇傾向にあるものの、平成20年のピークにおいても3.3%に過ぎず、依然として男性が大半を占めている。22年の女性比は、2.6%であった（CD-ROM資料19参照）。

#### (2) 年齢層別

昭和63年以降の傷害による入所受刑者について、年齢層別の人員の推移を見ると、女性は、変動の幅が大きいものの、20歳代、30歳代及び40歳代の各年齢層において、おおむね増加傾向にある。また、女性の65歳以上は、同年以降1人もいない状態であったところ、

平成14年以降は、まれに1, 2人見られるようになったものの、極めて少ない。一方、男性は、16年前後から、30歳代以下の若い年齢層が減少傾向にあり、40歳代は横ばい、65歳以上は緩やかな増加傾向にある。

平成22年は、女性では20歳代の12人(34.3%)、男性では30歳代の375人(29.0%)が最も多い年齢層であった。なお、男女ともに、20歳代、30歳代及び40歳代の各年齢層間の人員の差は僅かである。

年齢層別構成比を見ても、女性では、変動が大きく安定はしていないが、50歳以上の構成比は上昇しているとはいえ、高齢化の特徴が見られる他の罪名(この節で掲げる罪名をいう。以下、この節において同じ。)とは異なる傾向を示している。

女性比は、各年齢層とも僅かの値であるが、20歳代、30歳代及び40歳代では、昭和63年以降1%前後で推移していたところ、男性の人員の減少もあり、平成17年以降は3%前後で推移している(CD-ROM資料26参照)。

### (3) 初入者・再入者別

昭和55年以降の傷害による女性の入所受刑者について、初入者・再入者別の人員及び女性比の推移を見たのが、(1)で掲げた6-2-3図である。

傷害による女性の入所受刑者は、ほとんどが初入者であるが、再入者についても、平成19年以降、毎年5人以上見られるようになった。22年は、初入者29人(女性比5.0%)、再入者6人(同0.8%)であった(CD-ROM資料19参照)。

### (4) 初入者の保護処分歴

昭和55年以降の傷害による初入の入所受刑者について、男女別に、保護処分歴別人員の推移を見ると、女性では、保護処分歴を有する者は極めて少ない状態で推移しており、平成22年は、「少年院送致」が2人(6.9%)、「保護観察」が3人(10.3%)であり、「保護処分歴なし」が24人(82.8%)であった。一方、同年の男性では、「少年院送致」が77人(14.1%)、「保護観察」が46人(8.4%)、「児童自立支援施設等送致」が3人(0.5%)であった(CD-ROM資料20参照)。

### (5) 就労状況

昭和55年以降の傷害による入所受刑者について、男女別に、犯行時の就労状況別人員及び有職者率の推移を見ると、有職者率は、男女ともに、おおむね低下傾向にある。女性は、変動が大きいがおおむね男性を下回った状態で推移している。女性の人員は、平成9年から20年まで、有職者、無職者ともに増加傾向にあったが、無職者の方が増加の程度が大きい。一方、男性は、他の罪名と比べると、有職者率が若干高い水準で推移している。22年の有職者率は、女性が17.1%(有職者6人、無職者29人)、男性が36.6%(有職者474人、

無職者820人)であり、他の罪名と比べて男女間の有職者率の差が最も大きくなっている(CD-ROM資料21参照)。

(6) 刑期

昭和55年以降の傷害による入所受刑者について、男女別に、刑期別人員の推移を見ると、女性の人員は、年によって変動の幅が大きいものの、ほとんどの刑期区分でおおむね増加傾向が見られる(ただし、長期刑の者はほとんどいない)。一方、男性は、短期刑のうち「1年以下」の刑期の者の減少及び長期刑の増加傾向が見られる。

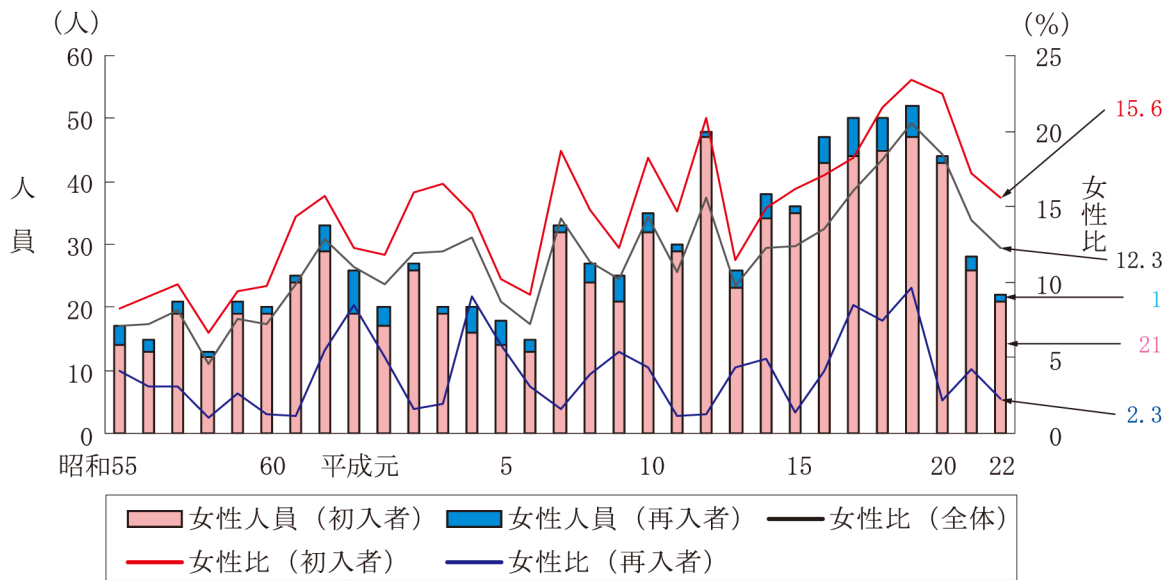
平成22年においては、短期刑は、女性が13人(対昭和55年比約2.6倍)、男性が816人(同約0.5倍)、長期刑は、女性が0人、男性が9人(男女ともに昭和55年は0人)であった(CD-ROM資料23参照)。

4 放火

(1) 総数

昭和55年以降の放火による女性の入所受刑者の人員及び女性比の推移を見たのが、6-2-4図である。

6-2-4図 放火 女性入所受刑者の人員・女性比の推移(初入・再入別)  
(昭和55年～平成22年)



注1 矯正統計年報による。  
注2 「女性比」は、全体、初入者及び再入者の人員それぞれに占める女性の比率である。

放火による入所受刑者全体の人員は、昭和58年に281人と第1のピークとなった後、減少傾向となり、平成4年の154人を底として上昇傾向に転じたが、16年の347人を第2のピーク



クとして再び減少傾向となり、22年は179人にまで減少している。

女性については、人員が極めて少ないため明確な傾向は見られないが、昭和55年から平成6年までおおむね横ばいを続けた後、上昇傾向となり、16年から19年まで50人前後と高水準で推移した後、減少を続け、22年は22人（前年比21.4%減）であった。

女性比は、昭和55年以降、上昇、低下を繰り返しながら推移していたが、平成14年からは上昇し続け、19年には20.6%（昭和55年以降で最多の52人）と初めて2割を超えたが、その後は低下し、平成22年は12.3%であった（CD-ROM資料19参照）。

## （2）年齢層別

昭和63年以降の放火による入所受刑者について、年齢層別人員の推移を見ると、人員が少ないため明確な傾向は見られないが、平成22年は、女性では50～64歳の7人（31.8%）、男性では40歳代の40人（25.3%）が最も多い年齢層であり、また、65歳以上は、女性が3人（13.6%）、男性が16人（10.2%）であった。

なお、各年齢層における女性比についても、明確な傾向は見られなかった（CD-ROM資料27参照）。

## （3）初入者・再入者別

昭和55年以降の放火による女性の入所受刑者について、初入者・再入者別の人員及び女性比の推移を見たのが、（1）で掲げた6-2-4図である。

放火による女性の入所受刑者は、ほとんどが初入者であり、再入者はほぼ毎年5人未満である。初入者の女性比は、ほぼ毎年10%を超えた水準で推移し、年によっては20%を超えるなど、他の罪名と比べて高い方である。平成22年は、初入者が21人（女性比15.6%）、再入者が1人（同2.3%）であった（CD-ROM資料19参照）。

## （4）初入者の保護処分歴

昭和55年以降の放火による初入の入所受刑者について、男女別に、保護処分歴別人員の推移を見ると、保護処分歴を有する者は、女性では、0人から2人までの年がほとんどであり（最も多い年が平成14年の5人）、極めて少なく、男性でも、他の罪名に比べて少ない。22年における保護処分歴を有する者は、男性が8人、女性が0人であった（CD-ROM資料20参照）。

## （5）就労状況

昭和55年以降の放火による入所受刑者について、男女別に、犯行時の就労状況別人員及び有職者率の推移を見ると、有職者率は、変動が大きいですが、男女ともに、おおむね低下傾向にある。平成22年の有職者率は、女性が9.1%（有職者2人、無職者20人）、男性が20.4

%（有職者32人，無職者125人）と，他の罪名と比べて低い（CD-ROM資料21参照）。

（6）刑期

昭和55年以降の放火による入所受刑者について，男女別に，刑期別人員の推移を見ると，昭和55年以降，安定はしていないが，男女ともに，おおむね「3年を超え5年以下」が最も多く，次いで，「2年を超え3年以下」，「5年を超え10年以下」の順となっている。また，女性の短期刑及び長期刑は，極めて少ない。

平成22年は，男女ともに，「3年を超え5年以下」（女性10人，男性52人），「2年を超え3年以下」（同8人，45人），「5年を超え10年以下」（同2人，39人）の順に多く，また，女性の短期刑が1人，長期刑が1人，男性の短期刑が10人（対昭和55年比約0.3倍），長期刑が11人（同約3.7倍）であった（CD-ROM資料23参照）。

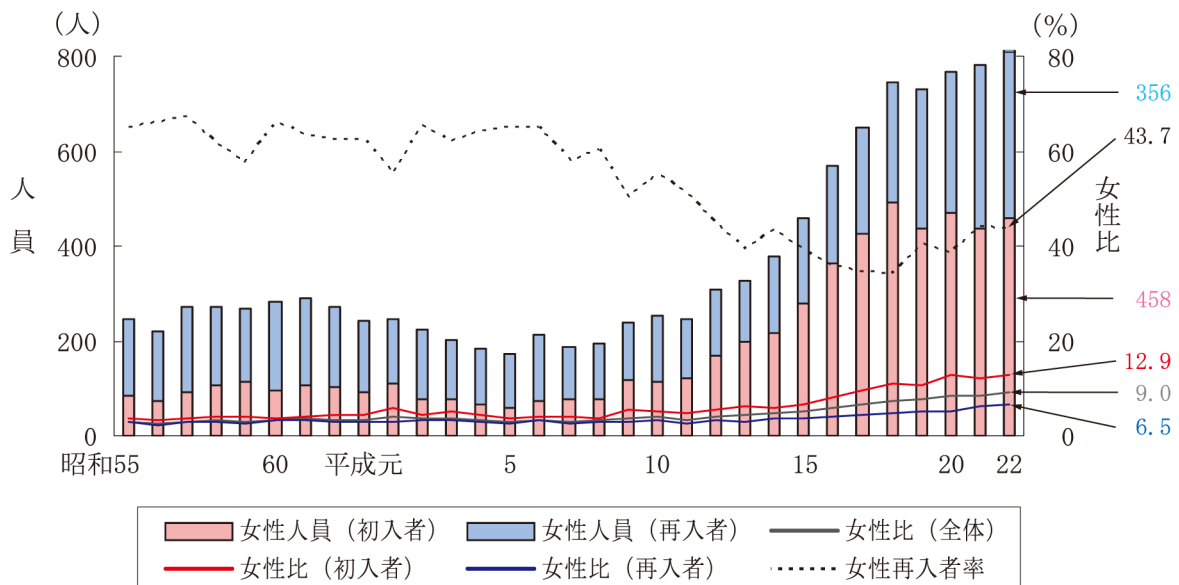
5 窃盗

（1）総数

昭和55年以降の窃盗による女性の入所受刑者の人員及び女性比の推移を見たのが，6-2-5-1図である。

6-2-5-1図 窃盗 女性入所受刑者の人員・女性比の推移（初入・再入別）

（昭和55年～平成22年）



注1 矯正統計年報による。  
 2 「女性比」は，全体，初入者及び再入者の人員それぞれに占める女性の比率である。  
 3 「女性再入者率」は，女性入所受刑者の人員に占める再入者の比率である。

窃盗による入所受刑者全体の人員は，昭和56年から60年まで8,500人前後で推移した第

1のピーク以降、次第に減少し、平成3年には5,431人と底を突いたが、その後増加に転じ、18年に9,948人（昭和55年以降で最多）と第2のピークを迎えて以降、緩やかに減少し、平成22年は、9,023人であった。昭和55年以降を通して、入所受刑者のうち窃盗の人員が占める割合は最も高く、平成22年では、おおむね3分の1に及んでおり、窃盗が全体の推移に大きく影響している。

女性の人員については、昭和55年以降を通して、他の罪名と比べて、覚せい剤取締法違反に次いで2番目に多く、その推移を見ると、平成5年の172人を底におおむね右肩上がりの増加を続け、22年は814人と昭和55年以降で最多となっている。一方、男性は、全体とほぼ同様の傾向で推移している。

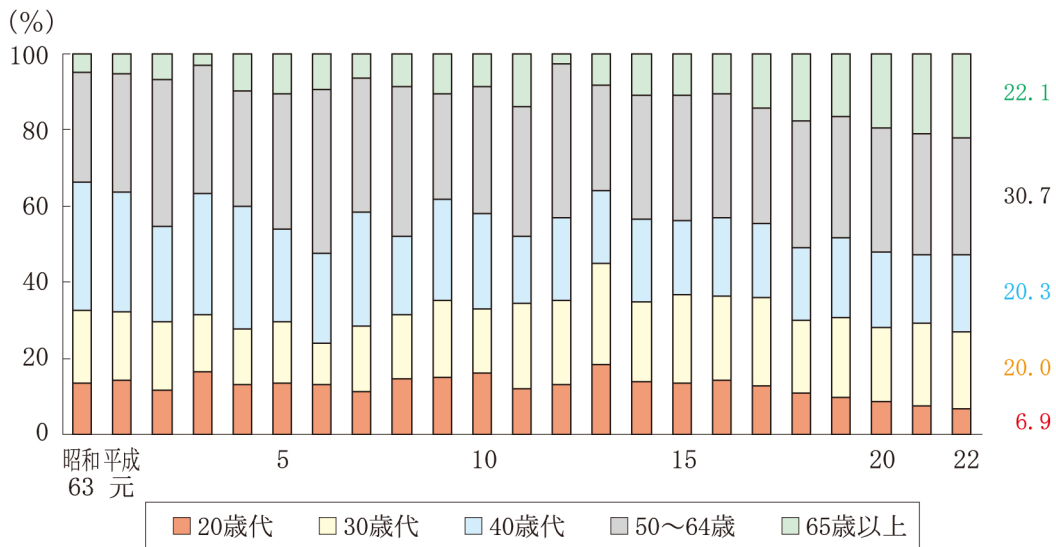
女性比は、おおむね3%台の横ばいで推移していたが、平成12年に4%台となって以降は上昇を続け、22年には9.0%と、昭和55年の約3倍の水準となっている（CD-ROM資料19参照）。

（2）年齢層別

昭和63年以降の窃盗による女性の入所受刑者について、年齢層別構成比の推移を見たのが、6-2-5-2図であり、65歳以上の人員及び女性比の推移を見たのが、6-2-5-3図である。

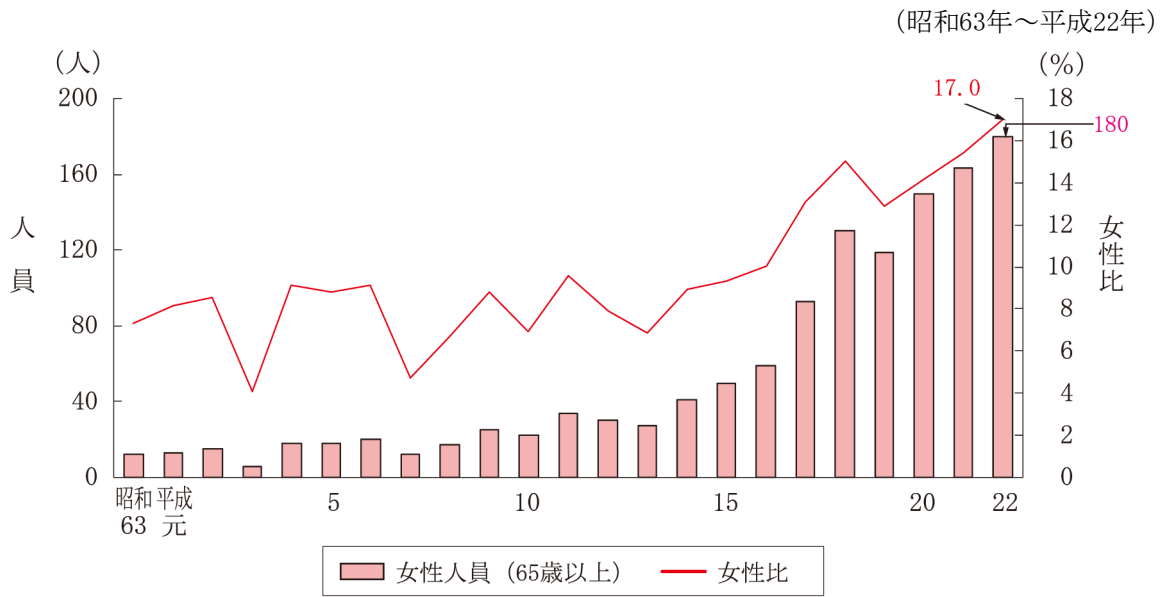
6-2-5-2図 窃盗 女性入所受刑者人員の年齢層別構成比の推移

（昭和63年～平成22年）



注1 矯正統計年報による。  
 2 20歳未満の者はいない。

6-2-5-3 図 窃盗 女性入所受刑者（65歳以上）の人員・女性比の推移



注1 矯正統計年報による。

2 「女性比」は、65歳以上の入所受刑者人員に占める女性の比率である。

年齢層別構成比の推移を見ると、昭和63年以降、男女ともに、50歳以上の者でおおむね上昇傾向が見られるが、特に、女性では、65歳以上でその傾向が著しく、女性は男性以上に高齢化が進んでいる。

年齢層別人員については、女性は、昭和63年以降、横ばい傾向が続いた後、平成13年から20歳未満を除き各年齢層で増加傾向が見られ（ただし、20歳代は19年以降減少）、特に、13年以降は、50歳以上の者の増加の程度が著しい。一方、男性は、4年以降、50～64歳及び65歳以上の増加傾向が続いていたが、50～64歳は19年から、65歳以上は21年から減少傾向にある。平成22年は、多い順に、女性では、50～64歳が250人（30.7%）、65歳以上が180人（22.1%）、男性では、50～64歳が2,314人（28.2%）、30歳代が1,885人（23.0%）であった。

また、平成22年と昭和63年の各年齢層の人員を比較すると、女性では、30歳代が約3.5倍、40歳代が約2.0倍、50～64歳が約3.6倍、65歳以上が約15.0倍に増加し、男性では、20歳代から40歳代が0.8～1.0倍の減少ないし横ばい、50～64歳及び65歳以上がそれぞれ約1.8倍と約5.8倍に増加している。

女性比は、全年齢層で上昇しており、特に65歳以上では上昇傾向が著しく、平成16年以降、毎年10%を超えて推移しており、他の年齢層と比べて高くなっている。22年の女性比は、20歳代が3.8%、30歳代が8.0%、40歳代が8.8%、50～64歳が9.8%、65歳以上が17.0%であり、年齢層が高くなるほど女性比が高くなっている（CD-ROM資料28参照）。

### （3）初入者・再入者別

昭和55年以降の窃盗による女性の入所受刑者について、初入者・再入者別の人員及び女性比の推移を見たのが、（1）で掲げた6-2-5-1図である。

窃盗による女性の入所受刑者は、他の罪名と比べて、覚せい剤取締法違反に次いで、再入者率が高い。

初入者については、昭和55年から平成11年まで100人前後のほぼ横ばいで推移していたが、12年以降増加傾向にあり、18年に490人とピークになって以降も、かなり高い水準の横ばいで推移し、22年は458人であった。

再入者については、昭和55年から増減しつつも100人台で推移していたが、平成14年以降は毎年増加し続け、22年は356人と昭和55年以降で最多となり、再入者率は43.7%であった。

女性比は、初入者、再入者ともに近年上昇傾向にあり、初入者の女性比は、平成18年以降10%を超えた水準で推移している。22年は、対昭和55年比で、初入者では約3.5倍（昭和55年3.7%、平成22年12.9%（昭和55年以降で最高））、再入者では約2.3倍（同2.8%、6.5%（昭和55年以降で最高））であった（CD-ROM資料19参照）。

### （4）初入者の保護処分歴

昭和55年以降の窃盗による初入の入所受刑者について、男女別に、保護処分歴別人員の推移を見ると、女性では、「少年院送致」及び「保護観察」の保護処分歴を有する者が二桁台になる年も見られる（特に平成15、16年以降）が、その構成比は低く、22年は、それぞれ9人（2.0%）と18人（3.9%）であった。一方、男性では、覚せい剤取締法違反とともに、各罪名の中では保護処分歴を有する者が比較的多いが、その構成比は高くはなく、22年は、「少年院送致」が312人（10.1%）、「保護観察」が171人（5.5%）であった（CD-ROM資料20参照）。

### （5）就労状況

昭和55年以降の窃盗による入所受刑者について、男女別に、犯行時の就労状況別人員及び有職者率の推移を見ると、有職者率は、男女ともに、平成2年をピークに一時上昇したものの、おおむね低下傾向にあったが、女性は15年以降、男性は10年以降、おおむね横ばいである。22年の有職者率は、女性では15.7%（有職者128人、無職者686人）、男性では21.3%（有職者1,747人、無職者6,462人）であった。

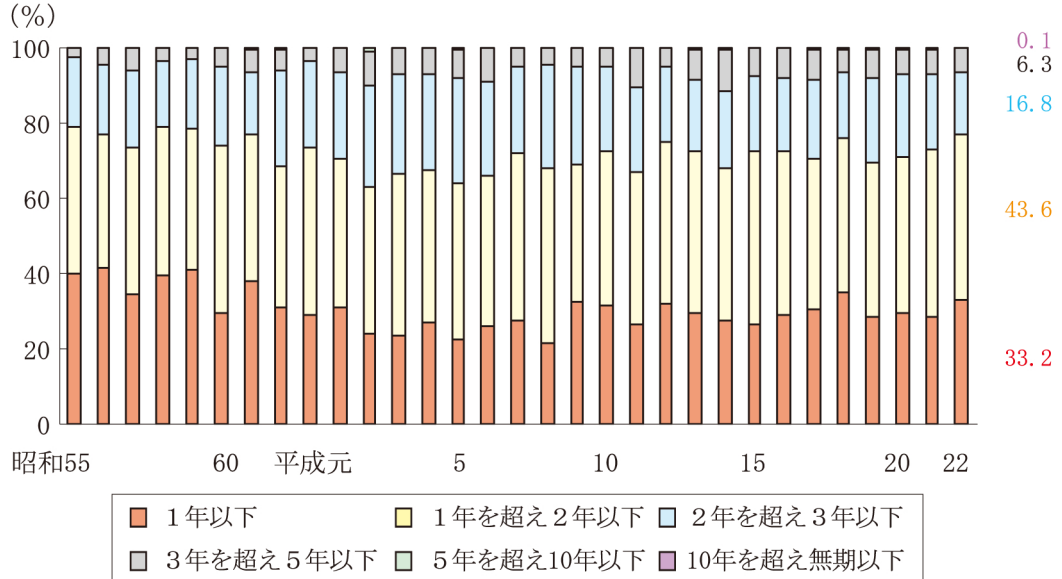
無職者について、平成22年と昭和55年の人員を比較すると、女性が約3.9倍、男性が約1.4倍と、女性の方が男性よりも増加の程度が大きい。平成22年の女性の無職者は、昭和55年以降で最多となった（男性の無職者は、平成17年の7,298人が最多）（CD-ROM資料21参照）。

(6) 刑期

昭和55年以降の窃盗による女性の入所受刑者について、刑期別構成比の推移を見たのが、6-2-5-4図である。

6-2-5-4図 窃盗 女性入所受刑者の刑期別構成比の推移

(昭和55年～平成22年)



注 矯正統計年報による。

刑期別構成比の推移を見ると、昭和55年以降、男女ともに、おおむね、「1年を超え2年以下」の刑期の者が最も高い状態で推移している。女性では、次いで、おおむね、「1年以下」、「2年を超え3年以下」、「3年を超え5年以下」の順であり、5年以上の刑期の者は僅かである。一方、男性では、「1年以下」の刑期の者は、昭和50年代後半まで「1年を超え2年以下」の刑期の者と同程度であったが、60年以降低下し、平成3年に1,330人と底を突いた頃から「2年を超え3年以下」とほぼ同程度となり、その後横ばいで推移していたが、12年以降は、同刑期を若干下回った状態で推移している。

平成22年における刑期別人員は、女性では、多い順に、「1年を超え2年以下」が355人(対昭和55年比約3.7倍)、「1年以下」が251人(同約3.1倍)、「2年を超え3年以下」が137人(同約3.0倍)、「3年を超え5年以下」が51人(同約8.5倍)であり、「5年を超え10年以下」は1人であった。また、平成22年の男性では、多い順に、「1年を超え2年以下」が3,326人(同約1.2倍)、「2年を超え3年以下」が1,965人(同約1.4倍)、「1年以下」が1,829人(同約0.7倍)であり、「5年を超え10年以下」は90人(同約3.1倍)であった。

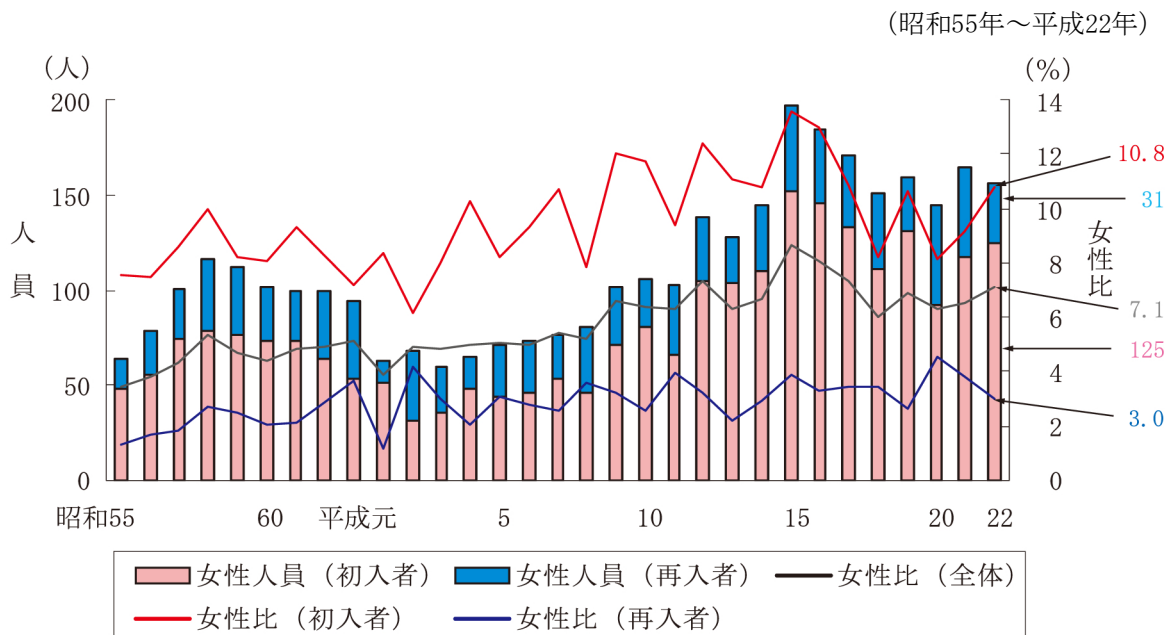
なお、窃盗においては、長期刑は極めて少なく、女性では、昭和55年以降全くおらず、男性でも、0人の年が多かったが、平成14年以降5人前後見られるようになったものの、22年は1人であった(CD-ROM資料23参照)。

## 6 詐欺

### (1) 総数

昭和55年以降の詐欺による女性の入所受刑者の人員及び女性比の推移を見たのが、6-2-6図である。

6-2-6図 詐欺 女性入所受刑者の人員・女性比の推移（初入・再入別）



注1 矯正統計年報による。

2 「女性比」は、全体、初入者及び再入者の人員それぞれに占める女性の比率である。

詐欺による入所受刑者全体の人員は、昭和56年から62年にかけて2,000人を超える水準で推移した第1のピーク以降減少し、平成3年に1,243人と底を突いた後は増加に転じ、13年には2,000人を超え、15年以降は第1のピークを若干上回る水準で第2のピークを形成し、21年には昭和55年以降で最多となる2,518人を記録したが、平成22年は2,196人（前年比12.8%減）と減少した。

女性の人員については、昭和58年に116人と第1のピークとなった後、減少傾向となり、平成3年の60人を底として増加傾向に転じ、15年は197人と第1ピークを大きく上回る第2のピークを記録したが、その後再び減少傾向となり、22年は156人（前年比4.9%減）であった。一方、男性は、全体とほぼ同様の傾向で推移している。

女性比は、昭和55年の3.4%からおおむね上昇傾向を続け、平成15年には8.7%と昭和55年以降で最高となったが、その後はおおむね低下傾向となり、22年は7.1%であった。詐欺では、男性が一貫して9割以上を占めている（CD-ROM資料19参照）。

## (2) 年齢層別

昭和63年以降の詐欺による入所受刑者について、年齢層別の人員の推移を見ると、男女ともに、ほとんどの年齢層において、平成3年頃まで減少傾向にあった後、増加ないし横ばい傾向となっている（ただし、50～64歳は16年以降減少傾向）。

平成22年は、多い順に、女性では、50～64歳が42人（26.9%）、40歳代が37人（23.7%）、30歳代が36人（23.1%）、男性では、50～64歳が519人（25.4%）、30歳代が499人（24.5%）、40歳代が472人（23.1%）であった。なお、男女ともに、緩やかながら65歳以上の構成比の上昇傾向が見られ、22年は、女性が13.5%、男性が8.5%であった。

女性比は、各年齢層ともほぼ一桁台で推移しているが、平成22年の65歳以上では10.8%を記録した（CD-ROM資料29参照）。

## (3) 初入者・再入者別

昭和55年以降の詐欺による女性の入所受刑者について、初入者・再入者別の人員及び女性比の推移を見たのが、(1)で掲げた6-2-6図である。

詐欺による女性の入所受刑者は、覚せい剤取締法違反や窃盗には遠く及ばないものの、比較的再入者率が高い。平成22年は、初入者125人（女性比10.8%）、再入者31人（同3.0%）、再入者率は19.9%であった（CD-ROM資料19参照）。

## (4) 初入者の保護処分歴

昭和55年以降の詐欺による初入の入所受刑者について、男女別に、保護処分歴別人員の推移を見ると、女性では、保護処分歴を有する者はほとんどおらず、平成22年は、「少年院送致」及び「保護観察」が各2人（1.6%）であった。これに対して、同年の男性では、「少年院送致」が77人（7.4%）、「保護観察」が72人（7.0%）おり、男女間に違いが見られた（CD-ROM資料20参照）。

## (5) 就労状況

昭和55年以降の詐欺による入所受刑者について、男女別に、犯行時の就労状況別人員及び有職者率の推移を見ると、有職者率は、昭和55年から平成9年まで、女性では、変動が大きいため明確な傾向は見られず、男性では、おおむね低下又は横ばい傾向にあったが、10年以降は、男女ともにおおむね横ばい傾向にあり、男性の方が若干上回っているものの、男女差は僅かである。22年の有職者率は、女性が23.7%（有職者37人、無職者119人）、男性が26.6%（有職者543人、無職者1,495人）であった（CD-ROM資料21参照）。



## (6) 刑期

昭和55年以降の詐欺による入所受刑者について、男女別に、刑期別人員の推移を見ると、同年以降、女性は、「1年を超え2年以下」の刑期の者が最も多い状態でおおむね推移していたが、平成18年以降は、「2年を超え3年以下」が「1年を超え2年以下」を上回る年も見られる。また、「1年以下」は、昭和63年以降、おおむね10人台で推移しており、「5年を超え10年以下」は、平成13年以降、毎年5人前後見られるようになった。なお、女性の長期刑は、11年に1人いたのみである。一方、男性は、「1年を超え2年以下」が昭和59年以降最も多いが、平成17年以降は若干減少傾向にある。また、男性の長期刑については、同年以降、毎年5人前後見られるようになった。

平成22年は、女性では、多い順に、「2年を超え3年以下」(58人、対昭和55年比約5.3倍)、「1年を超え2年以下」(51人、同約2.1倍)、「3年を超え5年以下」(32人、同約5.3倍)であった。また、平成22年の男性では、多い順に、「1年を超え2年以下」(818人、対昭和55年比約1.4倍)、「2年を超え3年以下」(508人、同約2.8倍)、「3年を超え5年以下」(345人、同約4.9倍)であった。

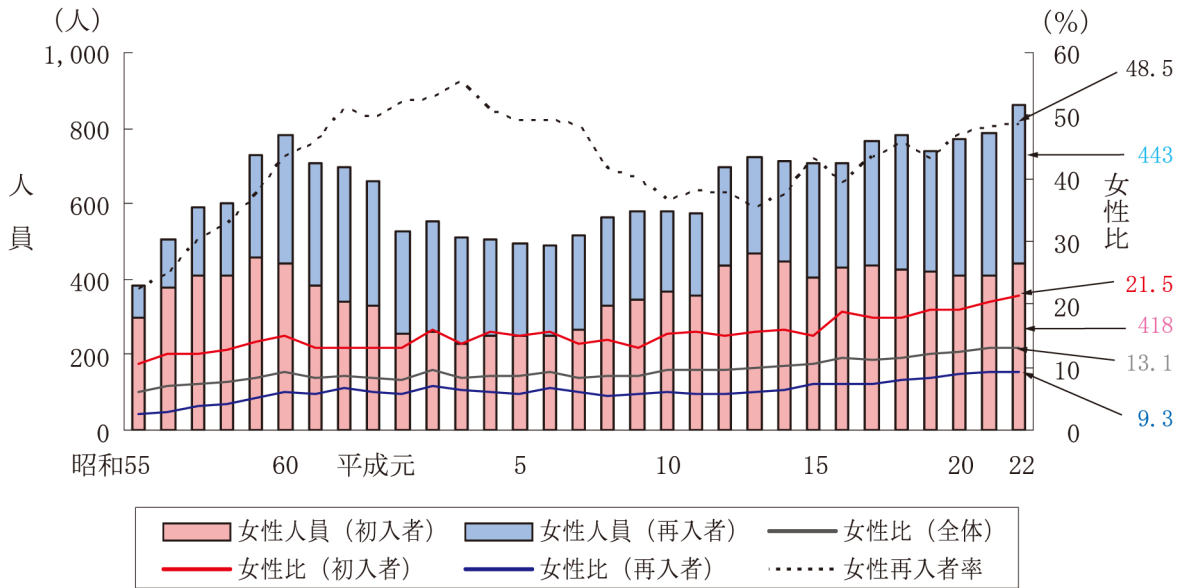
昭和55年以降の刑期別構成比の推移を見ると、男女ともに、「1年以下」が低下している一方、2年を超える刑期の者の構成比が上昇傾向にあり、刑の長期化傾向が見られる(CD-ROM資料23参照)。

## 7 覚せい剤取締法違反

### (1) 総数

昭和55年以降の覚せい剤取締法違反による女性の入所受刑者の人員及び女性比の推移を見たのが、6-2-7-1図である。

6-2-7-1図 覚せい剤取締法違反 女性入所受刑者の人員・女性比の推移（初入・再入別）  
（昭和55年～平成22年）



- 注1 矯正統計年報による。  
 2 「女性比」は、全体、初入者及び再入者の人員それぞれに占める女性の比率である。  
 3 「女性再入者率」は、女性入所受刑者の人員に占める再入者の比率である。

覚せい剤取締法違反による入所受刑者全体の人員は、昭和59年から61年にかけて8,500人を上回る第1のピークを形成して以降、減少傾向となり、平成6年に5,243人で底となった後は、おおむね増加傾向となったが、12年に7,375人と第2のピークとなって以降は、若干増減はあるものの緩やかな減少傾向となり、22年は6,569人と、昭和59年（55年以降で最多の8,646人）と比べて約24%低い水準にある。

女性の人員については、昭和55年以降を通して、他の罪名と比べて最も多く、その推移を見ると、昭和60年に784人と第1のピークとなって以降、減少傾向となり、平成6年に490人で底となった後は、若干増減を繰り返しながら、増加傾向となり、22年は、昭和55年以降で最多の861人（前年比9.1%増）を記録した。22年の人員は、第1のピークとなった昭和60年比で9.8%増となっており、女性の覚せい剤取締法違反の人員が高水準にあることが分かる。女性犯罪において、覚せい剤取締法違反は、窃盗と合わせるとその大半を占めており、この2罪名が女性入所受刑者全体の増減に大きく影響している。

一方、男性については、全体とほぼ同様の傾向で推移しており、平成22年は5,708人で

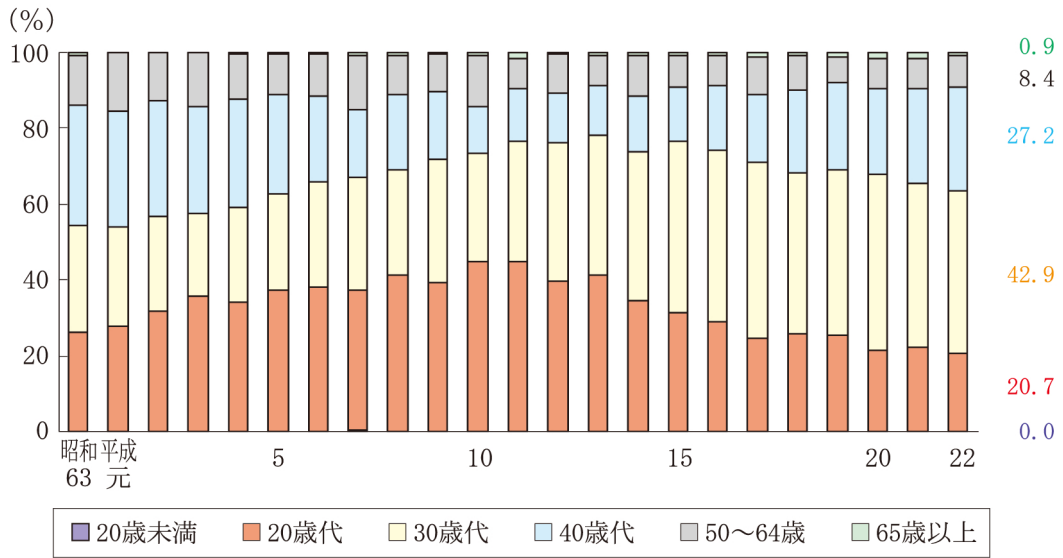
あり，昭和59年（55年以降で最多の7,919人）と比べて27.9%減となり，女性とは対照的であった。

女性比は，昭和55年の6.1%から，ほぼ一貫した上昇傾向にあり，平成22年は13.1%と，昭和55年以降で最高となった（CD-ROM資料19参照）。

(2) 年齢層別

昭和63年以降の覚せい剤取締法違反による女性の入所受刑者について，年齢層別構成比の推移を見たのが，6-2-7-2図である。

6-2-7-2図 覚せい剤取締法違反 女性入所受刑者人員の年齢層別構成比の推移  
(昭和63年～平成22年)



注 矯正統計年報による。

女性の年齢層別の構成比の推移を見ると，平成2年から13年までは20歳代の占める割合が最も高かったが，14年以降は，30歳代の割合が最も高く，次いで20歳代となり，さらに，20年以降は，30歳代，40歳代，20歳代の順となっている。

年齢層別人員については，女性では，30歳代が平成3年を，40歳代が10年をそれぞれ底として，その後おおむね増加傾向が続いており，20歳代は13年のピーク以降，減少ないし横ばい傾向となっている。一方，男性では，昭和63年以降，20歳代の減少傾向が続いている。

平成22年は，女性では，30歳代が369人（42.9%）と他の年齢層に比べて顕著に多く，次いで，40歳代234人（27.2%），20歳代178人（20.7%）の順であり，男性では，30歳代1,955人（34.3%），40歳代1,868人（32.7%）50～64歳1,096人（19.2%）の順であった。

平成22年の各年齢層の人員を対昭和63年比で見ると，女性では，30歳代及び65歳以上で

約2倍の増加が見られ、他の年齢層ではほぼ同数であり、男性では、20歳代で約0.3倍、30歳代及び40歳代でそれぞれ約0.9倍、約0.8倍と減少している一方、50～64歳で約1.2倍、65歳以上で約15.4倍と増加している。65歳以上は、男女ともに増加しているが、女性に比べて男性の方が増加の程度が大きい。

また、平成22年の女性比を対昭和63年比で見ると、20歳代（21.9%）で約2.7倍、30歳代（15.9%）で約2.1倍、40歳代（11.1%）で約1.3倍、50～64歳（6.2%）で約0.7倍、65歳以上（4.9%）で約0.2倍となっており、低い年齢層ほど女性比の上昇の程度が大きく、高齢化が見られる他の罪名とは異なった傾向を示している（CD-ROM資料30参照）。

### （3）初入者・再入者別

昭和55年以降の覚せい剤取締法違反による女性の入所受刑者について、初入者・再入者別の人員及び女性比の推移を見たのが、（1）で掲げた**6-2-7-1**図である。

覚せい剤取締法違反による女性の入所受刑者は、平成15年以降、他の罪名に比べて、再入者率が最も高くなっている。

初入者については、昭和59年に455人と第1のピークとなって以降、減少傾向となり、平成3年に229人で底となった後は増加に転じ、13年に468人と第2のピークとなった後、14年以降は、おおむね横ばいで推移している。再入者については、昭和62年に356人でピークとなって以降、減少傾向となり、平成10年に210人と底を突いた後は上昇傾向を継続しており、14年以降22年までの増加率は、初入者を大きく上回っている（初入者0.9%減、再入者57.1%増）。

平成22年は、初入者が443人、再入者が418人であり、再入者率は48.5%に達した。

女性比は、初入者、再入者ともに、昭和55年から60年まで上昇した後、おおむね横ばいで推移していたが、平成9、10年頃からはおおむね上昇傾向を継続しており、22年は、初入者では21.5%、再入者では9.3%であった。

なお、平成22年における女性の再入者857人（初入者1,349人）のうち、覚せい剤取締法違反が418人（48.8%、初入者は443人で32.8%）、窃盗が356人（41.5%、初入者は458人で34.0%）であり、この2罪名で再入者の90.3%（初入者では66.8%）を占めている。このように、女性の入所受刑者については、初入者の罪名は、再入者に比べて多岐にわたるのに対し、再入者では、覚せい剤取締法違反及び窃盗の2罪名に集中している。犯罪の中でも、覚せい剤取締法違反及び窃盗は累犯性が高く、犯罪の初期の段階で再犯防止に向けた手厚い処遇を施していくことが、女性犯罪全体を減らしていく上で重要であると考えられる（CD-ROM資料19参照）。

#### （４）初入者の保護処分歴

昭和55年以降の覚せい剤取締法違反による初入の入所受刑者について、男女別に、保護処分歴別人員の推移を見ると、男女ともに「少年院送致」及び「保護観察」の保護処分歴を有する者の割合は、他の罪名と比べて高い方である。

平成22年においては、女性は、「少年院送致」が37人（8.4%）、「保護観察」が33人（7.4%）と、男性（それぞれ169人（10.4%）、152人（9.4%））に比べると若干低いですが、同年の女性入所受刑者全体での「少年院送致」及び「保護観察」の保護処分歴を有する者の割合は、それぞれ4.0%、4.9%であり、覚せい剤取締法違反の方がかなり高い。

また、平成22年における女性の保護処分歴を有する者全体に占める覚せい剤取締法違反者の割合は、「少年院送致」が68.5%、「保護観察」が50.0%であり、男性（同18.4%、22.2%）に比べて顕著に高い（CD-ROM資料20参照）。

#### （５）就労状況

昭和55年以降の覚せい剤取締法違反による入所受刑者について、男女別に、犯行時の就労状況別人員及び有職者率の推移を見ると、同年から平成10年までは、女性の約4人に1人、男性の約2人に1人が職を有しており、比較的有職者率は高かったが、女性では5年以降、男性では11年以降、女性は無職者の増加により、男性は有職者の減少と無職者の増加等により、それぞれ有職者率が低下傾向にある。22年の有職者率は、女性が17.2%（有職者148人、無職者713人）、男性が37.5%（有職者2,138人、無職者3,569人）であり、男女で20pt以上の開きがある。

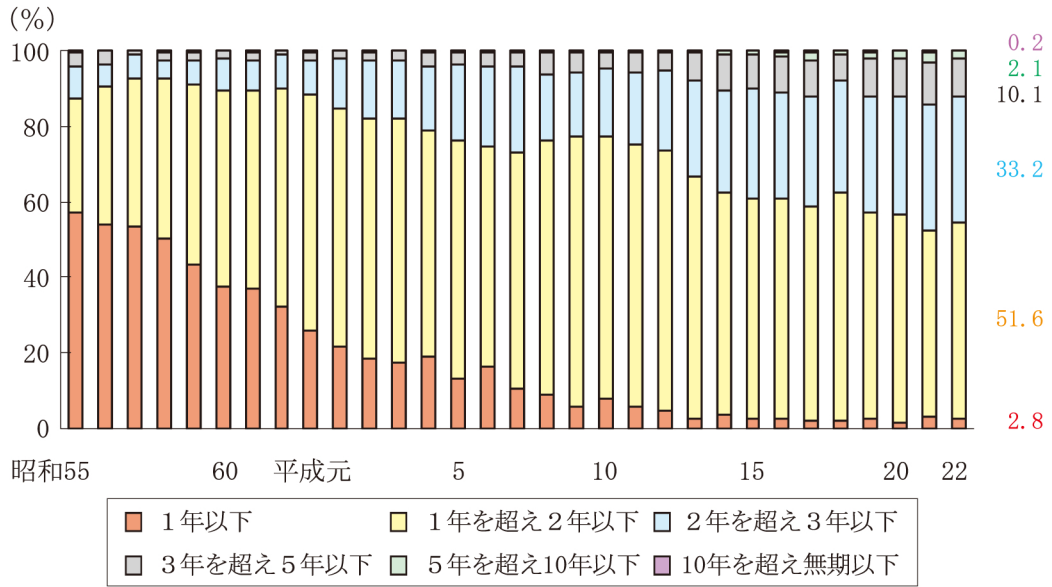
無職者について、平成22年と昭和55年の人員を比較すると、女性は約2.6倍、男性は約1.3倍に増加している。女性の無職者の増加の程度は男性に比べて大きく、平成22年の女性の無職者は713人と昭和55年以降で最多となった（男性の無職者は昭和61年の4,008人が最多）（CD-ROM資料21参照）。

#### （６）刑期

昭和55年以降の覚せい剤取締法違反による女性の入所受刑者について、刑期別構成比の推移を見たのが、**6-2-7-3図**である。

6-2-7-3 図 覚せい剤取締法違反 女性入所受刑者の刑期別構成比の推移

(昭和55年～平成22年)



注 矯正統計年報による。

昭和55年以降の刑期別構成比の推移を見ると、男女ともに、2年を超える刑期の者の構成比がおおむね上昇傾向にある（ただし、男性は近年では横ばい）。一方、「1年以下」の低下が著しい。

同年以降の刑期別人員については、男女ともに、昭和50年代後半から、「1年を超え2年以下」の刑期の者が最も多く、女性では、59年に300人を超えた後は、ほぼ300人台から400人台で推移しており、男性では、60年代のピーク時から減少傾向にあるものの、なお2,500人前後の人員を維持したまま推移している。次いで、男女ともに多いのが、「2年を超え3年以下」であり、55年以降、女性では、おおむね上昇傾向を継続しており、男性では、上昇傾向を続けた後、平成12年以降はおおむね横ばいで推移している。

平成22年は、男女とも、多い順に、「1年を超え2年以下」（女性444人，対昭和55年比約3.8倍，男性2,713人，同約1.3倍，）、「2年を超え3年以下」（女性286人，同約8.9倍，男性1,933人，同約4.4倍），「3年を超え5年以下」（女性87人，同約6.7倍，男性729人，同約3.8倍）であり，また，「1年以下」は，女性が24人（同約0.1倍），男性が140人（同約0.05倍）と激減し，「5年を超え10年以下」は，女性が18人（同約6.0倍），男性が172人（同約3.4倍）と共に増加している。また，平成22年の長期刑は，女性1人，男性21人（昭和55年は女性0人，男性1人），無期刑は，女性が1人，男性が0人（同年は共に0人）であった。

このように，女性については，刑の長期化傾向が見られるが，その背景には，覚せい剤取締法違反に対する量刑の長期化傾向や，同種再犯による累犯加重も影響しているものと思われる（CD-ROM資料23参照）。